

「証券市場基盤整備基金」の設置について

— 平18. 1. 17 理事会決議 —

(平18. 1. 17 施行)

(目 的)

- 第 1 条 この理事会決議は、証券市場において株式の誤発注及びシステム障害等が生じることにより証券市場・証券会社に対する投資家の信頼が損なわれるという事態にあることに鑑み、本協会に、証券会社及び証券取引所等において共通的に行われるシステム基盤の整備・強化のための基金を置き、支援することにより、こうした事態を未然に回避し、もって投資家の信頼の確保・向上と証券市場の活性化に資することを目的とする。
- 2 前項の規定により置いた基金（以下「証券市場基盤整備基金」という。）は、会員からの拠出金をもってこれに充てるものとする。
- 3 証券市場基盤整備基金は、本協会の他の資産と区分して管理する。

(証券市場基盤整備基金)

- 第 2 条 証券市場基盤整備基金は、次の各号に掲げる場合の事業資金に充てるものでなければならない。
- 1 会員及び証券取引所におけるオペレーショナル・リスクの回避及び大規模なシステム障害の未然防止のための基盤の整備
 - 2 会員及び証券取引所その他証券関係機関における大規模災害等発生時の事業継続性確保のための基盤の整備
 - 3 その他証券戦略会議が証券市場の基盤整備のために必要と認める場合
 - 4 前3号に掲げる基盤整備及び基盤整備に必要な法制上又は関係規則上の措置その他の措置に関する調査研究

(証券戦略会議による議決)

- 第 3 条 本協会は、証券戦略会議の議決を経て、証券市場基盤整備基金を、前条各号に掲げる場合の事業資金に充てることができる。
- 2 証券戦略会議議長は、証券戦略会議において、前項の決定をする場合には、あらかじめ、運営審議会（次条に定める「運営審議会」をいう。）に諮問することとする。

(審議会の設置等)

- 第 4 条 本協会は、証券市場基盤整備基金に関する重要事項（次項において「重要事項」という。）を審議する機関として、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、重要事項について、証券戦略会議の諮問に応じ又は証券戦略会議に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

- 第 5 条 審議会は、委員9人以内をもって組織する。
- 2 審議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 委員は、第1条第2項の拠出金の拠出申出があった会員の会員代表者又はこれに準ずる者、証券戦略会議会員委員及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のうちから、会長が任命する。
 - 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。

- 6 この理事会決議に規定する事項のほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が、審議会に諮って定める。

付 則

この理事会決議は、平成18年1月17日から施行する。